

はじめに

わが国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名した後、「障害者基本法」の改正など国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約を批准しました。

本市では、このような障害者を取りまく環境の変化などを踏まえ、平成26年3月に「障害者施策の基本的方向性を定める「名古屋市障害者基本計画（第3次）」を策定し、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現をめざして、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めています。

こうした中で策定しました本計画は、児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことを受け、「第5期名古屋市障害福祉計画」と「第1期名古屋市障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。加えて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正内容を反映するとともに、「名古屋市障害者基本計画（第3次）」の基本的な考え方を踏まえながら、平成32年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要なサービス見込量を定めました。

また、第4期計画までの取組の中で、サービス提供基盤の整備が一定進み、サービスを利用される方やその利用量が増大する中で、人材の確保や質の向上といった課題への対応が一層求められるところとなっています。そのため、この計画では、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、地域におけるサービス提供基盤や相談支援の充実、サービスの質の確保に努め、障害者が地域生活や一般就労に向けた支援を受け、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、障害児のライフステージに沿った切れ目のない支援を身近な地域で受けられるよう、取り組んでいくことに力点を置きました。

このような計画を着実に推進していくためには、関係団体や関係事業者の皆様、市民の皆様とともに、取り組んでいくことが重要であると考えております。今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました名古屋市障害者施策推進協議会及び専門部会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様、心からお礼申し上げます。

平成30年3月

名古屋市健康福祉局長 杉山 勝
子ども青少年局長 海野 稔博



